

## 産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）

令和 2 年 1 月 1 7 日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 小岩

### 1. これまでの災害対応の振り返り

○初動から応急対応（前半）に関して以下のように産廃協会によって対応レベルに大きな差が生じている。

- ① 広域支援を行った被災地域外の協会
- ② 広域支援とも連携して速やかに災害対応できた地元協会
- ③ 被災地で速やかに災害対応したが広域支援との連携に遅れや混乱が見られた地元協会
- ④ 被災地で速やかに災害対応できず、遅れや混乱の一因となった地元協会

※広域支援：都道府県を越えた支援（人材派遣、資機材派遣、広域処理）

- ①のような優れた対応があったにもかかわらず、③④の対応のまずさによって、産廃協会の貢献が評価されず、産廃協会の災害対応について否定的な印象が広がっている。
- ③④の対応となってしまった最大の要因は決断が遅く、行政や被災住民から求められるスピード感についていけないこと。
- 地元産廃業者でできないことまでやる必要はない。早く確実に支援できることを即断して支援をすぐに開始し、確実にやりきることが必要。早く確実に支援を行えば、小さな貢献でも高く評価され、批判されることはない。
- できないことはできないと速やかに表明することが極めて重要。できないことは広域支援を含めた他者の支援にゆだね、関係者で連携して災害対応に当たればよい。
- 全ての協会ですべての準備と迅速な組織決定ができるよう改善を図り、短期的には対応レベルを②に上げ、中長期的には①まで上げていくことが必要。
- 優れた対応事例について積極的に広報していくことも必要。

### 2. 災害時に産廃業界に期待される役割と初動期のタイムライン

- 災害によって被災地では様々な性状の廃棄物（一廃も産廃も）が大量に発生する。
- 廃棄物処理に高度な技術を持つ産廃業界は災害時には誰よりも早く率先した

対応が期待される。

(1) リスクの高い廃棄物の適正処理

- 特管物、動物の死体、動植物性残さなど生活環境の悪化に直結するリスクの高い廃棄物（以下、高リスク廃棄物）が発生した場合には生活環境を守るため、直ちに対応が必要。
- 市町村、一廃業者は処理技術を持っていない場合が多く、処理技術を持つ産廃業者による対応が強く期待される。
- これまでは同時多発的に高リスク廃棄物が発生したことはなく、環境省から大手産廃業者に個別に対応を依頼。
- 南海トラフを想定した場合、同時多発的に高リスク廃棄物が発生する場合も想定され、地元協会のできることは地元協会での処理を期待。
- 特に動物の死体については大手産廃業者でも対応可能な業者が少ない。

<タイムラインの例>

平時	・各協会が主な高リスク廃棄物の処理業者、処理可能量をリスト化し、都道府県、全産連、環境省と共有
高リスク廃棄物の発生	・高リスク廃棄物の発生を覚知した自治体、環境省等から地元協会・全産連に要請。
1 2 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元協会がリストを元に、高リスク廃棄物の処理業者の被災状況を確認し、地元業者で対応可能か広域支援が必要かを判断</li> <li>・地元協会が対応可能な業者がいる場合は当該業者に先遣隊派遣を要請、広域支援が必要な場合は環境省及び全産連に連絡</li> <li>・環境省は大手産廃業者に先遣隊派遣を要請（広域支援が不要な場合もバックアップとして派遣を要請）</li> <li>・全産連は被災地域外の協会を通じて対応可能な業者に先遣隊派遣を要請（広域支援が不要な場合もバックアップとして派遣を要請）</li> <li>・並行して逐次被災自治体と情報共有</li> </ul>
2 4 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各方面から要請を受けた業者が派遣した先遣隊は、被災自治体、環境省現地支援チームとともに現場を確認し役割分担・運搬・処理方法について決定</li> <li>・要請を受けた業者は人員、資機材の準備等を実施</li> </ul>
4 8 時間以内	・応急措置、現場からの撤去開始

※リスクの程度によって、より早くすべき場合も、もう少し遅くてもよい場合もある。

<高リスク廃棄物として想定される具体事例>

- 魚、鶏、豚、牛の死体が腐敗し悪臭や害虫が発生
- 魚、肉、じゃがいも、りんご、米、きのこの培地など食品や農産物が腐敗し悪臭や害虫が発生
- 長期間仮置きした木くず、稲わら、畳が腐敗し、悪臭、害虫や火災が発生
- 機械油、石油製品、化学薬品、農薬、PCB 含有機器が流出し、土壌や公共水域を汚染

(2) 仮置場の管理

- 大災害では災害廃棄物の仮置場を多数設置することとなり、市町村職員や一廃業界だけでは管理しきれない。
- 産廃処理の実務を知らない市町村職員、一廃業者では、後の処理を想定した適切な分別指導、適正保管等ができない場合がある。
- 地元協会が仮置場管理を行うことで地元産廃業者が処理しやすい形で分別や保管ができ、コストがかかる広域処理に回さざるを得ない災害廃棄物を減らすことができる。
- 被災地域外の産廃業者では、地域の細々とした実情にまで配慮した仮置場管理は難しく、コストや時間もかかることから、地元産廃業者が優先される。
- 自衛隊の派遣 3 原則（公共性、緊急性、非代替性）のうち、非代替性に該当しない（自衛隊にしかできない業務ではない）ことから、自衛隊に仮置場管理を依頼しないことが基本。また、自衛隊管理では適切な分別、保管が期待できないことから避けるべき。一方で地元産廃業者等をフル活用しても管理者が足りない場合には広域支援が整うまでの間、限定的に自衛隊に仮置場管理を依頼することは想定される。
- 以上より、地元協会による仮置場管理の支援が必ず期待される。

<タイムラインの例>

平時	・各協会が仮置場管理候補業者をリスト化し、都道府県、全産連、環境省と共有
災害発生	・仮置場設置作業を市町村が開始
12時間以内	・地元協会が仮置場管理候補業者の被災状況を確認し、リストを更新し、都道府県、全産連、環境省に提出
発災後最初の休	・地元協会は都道府県、被災市町村、環境省現地支援チ

日の数日前まで	一ム等との打ち合わせに参加し、仮置場の数、場所等の情報を入手し、仮置場管理候補業者に伝達 ・ 候補業者は管理に必要な人員、資機材を準備 ・ 地元協会や候補業者は仮置場を視察して被災市町村に仮置場管理を提案し担当する仮置場を決定 ・ 市町村が設置した仮置場の数と仮置場管理候補業者で管理できる数との比較や被災市町村からの要望を元に、都道府県、環境省現地支援チーム、地元協会等で協議して広域支援の必要性を判断 環境省、都道府県、全産連が連携して広域支援を調整
発災後最初の休日の前日まで	・ 全ての仮置場に管理者を配置

※発災後最初の休日には、片づけごみの搬入が本格化するため、遅くともそれまでに全ての仮置場に管理者を配置することが必須。早くできる場合はもっと早くやる。

### (3) 収集運搬の支援

- 大災害では集積所や路上から仮置場へ、被災した処理施設から近隣市町村の処理施設へなど災害廃棄物や生活ごみを大量かつ長距離で収集運搬する必要が生じ、被災市町村や一廃業者の車両では足りなくなる場合がある。
- 多様な災害廃棄物を収集運搬するため、平ボディ、深ダンプ、アームローラー車、重機など産廃業者保有の車両が必要となる。
- 被災地域外の産廃業者は被災地の地理の把握が難しく、コストや時間もかかることから、地元産廃業者が優先される。
- 自衛隊の派遣 3 原則（公共性、緊急性、非代替性）のうち、非代替性に該当しない（自衛隊にしかできない業務ではない）ことから、自衛隊に収集運搬支援を依頼しないことが基本。また、自衛隊管理では適切な分別、運搬が期待できないことから避けるべき。一方で地元産廃業者等をフル活用しても収集運搬車両が足りない場合には広域支援が整うまでの間、限定的に自衛隊に収集運搬を依頼することは想定される。
- 以上より、地元協会による収集運搬の支援が強く期待される。

### <タイムラインの例>

平時	・ 各協会に収集運搬支援候補業者、提供可能な車両、資機材等をリスト化し、都道府県、全産連、環境省と共有
災害発生	・ 仮置場設置作業、自治体の施設、資機材等の被害状況

	の確認作業を自治体が開始
24時間以内	・ 地元協会が収集運搬支援候補業者の被災状況を確認し、リストを更新し、都道府県、全産連、環境省に提出
発災後最初の休日の数日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元協会は都道府県、被災市町村、環境省現地支援チーム等との打ち合わせに参加し、集積所の発生状況、処理施設の被災状況など収集運搬車両の不足につながる情報を入手し、候補業者に伝達</li> <li>・ 候補業者は収集運搬に必要な人員、資機材を準備しつつ、被災自治体から要請があれば直ちに先遣隊を派遣し支援内容を決定</li> <li>・ 収集運搬車両不足の兆候を察知した地元協会は被災自治体や環境省現地支援チームに支援を提案し支援を決定</li> <li>・ 不足する収集運搬車両の数と収集運搬車両支援候補業者で手配できる車両の数との比較や被災市町村からの要望を元に、都道府県、環境省現地支援チーム、地元協会等で協議して広域支援の必要性を判断</li> <li>・ 環境省、都道府県、全産連が連携して広域支援を調整</li> </ul>
発災後最初の休日の前日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災自治体による第一段階の収集運搬体制の構築</li> <li>・ 以後、地元協会は支援業者からの情報等を元に収集運搬車両の不足の兆候を確認し早め早めに支援増強を準備し、被災自治体や環境省現地支援チームに支援を提案。</li> </ul>

※発災後最初の休日には、片づけごみの搬入が本格化するため、遅くともそれまでに第一段階の収集運搬体制を構築することが必須。その後、自然発生的に設置された集積所から仮置場への運搬、高齢者等の自己搬入が難しい被災者への支援、満杯になった仮置場からの緊急搬出など収集運搬の必要性は刻々と増していくことから、早め早めに増強していくことが必要。

#### (4) 災害廃棄物の適正処理

- 大災害では災害廃棄物が大量に発生し、被災市町村、一廃業者だけでは処理しきれない。
- 被災地域外の産廃業者による広域処理は、コストや時間もかかることから、地元産廃業者が優先される。
- 以上より、地元協会による災害廃棄物の適正処理が強く期待される。

#### <タイムラインの例>

平時	・ 各協会が災害廃棄物の大まかな種類ごとに処理業者、
----	----------------------------

	<p>処理可能量等をリスト化し、都道府県、全産連、環境省と共有</p>
災害発生	<p>・仮置場設置作業、自治体の施設、資機材等の被害状況の確認作業を自治体が開始</p>
3日以内	<p>・地元協会が処理業者の被災状況や最新の受入余力を確認し、リストを更新し、都道府県、全産連、環境省に提出</p>
概ね1週間以内	<p>・地元協会は都道府県、被災市町村、環境省現地支援チーム等との打ち合わせに参加し、処理先や処理方法を提案</p> <p>・地元協会は仮置場管理業者からの情報収集や仮置場視察により、リストにない種類の災害廃棄物がないか、満杯が近く早期搬出が必要な仮置場がないか確認（以降、定期的を実施）</p> <p>・リストにない種類の災害廃棄物があれば広域処理の検討が必要と被災自治体、環境省現地支援チーム、全産連に報告し、環境省、都道府県、全産連が連携して早期搬出が必要な仮置場の広域処理を調整（以後、同じ）</p> <p>・満杯が近く早期搬出が必要な仮置場があれば仮置場管理者、地元協会、処理業者が連絡を取り合い処理施設への早期搬出が可能か直ちに判断。</p> <p>・可能であれば処理業者が早期搬出案を作成し、被災市町村、環境省現地支援チームに提案し、被災市町村の要請があれば早期搬出を実施（横持ちや仮置場閉鎖をせざるを得ない事態をなるべく回避）（以後、同じ）</p> <p>・協会内の業者だけでは早期搬出が困難である場合は広域処理の検討が必要と被災自治体、環境省現地支援チーム、全産連に報告し、環境省、都道府県、全産連が連携して早期搬出が必要な仮置場の広域処理を調整（以後、同じ）</p>
概ね2週間以内	<p>・処理業者は優先度の高い火災要因となる災害廃棄物等や身近な仮置場の災害廃棄物から順次、地元産廃業者での処理の可否、処理先や処理方法、被災自治体が求める処理期間内に間に合うかを決定し、仮置場から処理施設への搬出、処理を開始</p> <p>・優先度の高い火災要因となる災害廃棄物等や身近な仮</p>

	置場について地元産廃業者で処理が不可能なものや処理期間内での処理が間に合わない災害廃棄物については広域処理の検討が必要と被災自治体、環境省現地支援チーム、全産連に報告し、環境省、都道府県、全産連が連携して広域処理を調整
概ね 3 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての災害廃棄物について地元産廃業者での処理の可否、処理先や処理方法を決定し、仮置場から処理施設への搬出、処理を開始</li> <li>・ 地元産廃業者で処理が不可能な災害廃棄物や被災自治体が求める処理期間までに処理が間に合わない災害廃棄物については環境省、都道府県、全産連が連携して広域処理を調整</li> </ul>
概ね 1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県または被災市町村が広域処理を含めた処理フローを決定し、処理の基本方針を策定</li> </ul>

※身近な仮置場や集積所からの災害廃棄物の撤去をできるだけ早く進めてほしいとの世論が年々高まっているため、可能であれば上記より早く広域処理を含めた撤去を開始できることが望ましい。

#### (5) 災害により発生した産業廃棄物の適正処理

- 災害では一般住宅だけではなく、民間事業者のオフィス、工場、商店、倉庫等も被災し、災害起因の産廃が大量に発生する。
- 災害起因であっても産廃処理の責任は排出事業者にあり、これまでの災害では、被災した事業者が平時に取引のある地元産廃業者に委託して処理を行う場合が多かったと考えている。
- 一方、住家と一緒にいることも多い中小企業から発生する場合は、生活環境保全上問題があれば市町村の判断で災害廃棄物として処理する場合がある。この場合、市町村事業となるので排出事業者の負担はゼロとなり、市町村に対して国から補助金が交付されることになる。
- 今後、南海トラフや首都直下が起きた場合、多くの事業者が甚大な被害を同時に受けるため、平時に取引のある地元産廃業者だけでは処理しきれず、被災地域全体で産廃処理が滞るおそれがある。
- また、甚大な被害を受けた事業者の倒産等により、事業者が処理費用を負担できないまま災害により発生した産業廃棄物が放置されるおそれもある。
- 以上より、各産廃業者は平時から取引関係のある排出事業者と災害時に発生する産業廃棄物の処理について検討しておくこと、自らが処理しきれない場合があることを排出事業者に伝え、必要に応じて他の産廃業者の紹介や連携を進めておくことなどが期待される。

- また、環境省、都道府県、全産連、各協会は、大規模災害により発生した産業廃棄物の広域処理体制の構築など検討すべき課題を整理し、検討を進める必要がある。

#### (6) 産廃業界の強靱化と災害時の事業継続

- 産廃業界は平時だけでなく、災害時においても我が国の復旧復興を支える極めて重要なインフラであり、(1) から (5) で示した役割をしっかりと果たしていくことが期待される。
- 災害によって産廃業者自身が被災し、インフラ機能を果たせなくなることを避けるため、平時から産廃業界の強靱化を図り、発災後も事業を継続できるよう準備を進めておくことが期待される。
- 各産廃業者が事業継続に向けた検証を行い、施設の耐震性向上などハードの強靱化を図ること、避難計画や事業継続計画を策定しておくこと、実質的な防災訓練を行い災害対応の練度を高めることなどハード、ソフト両面で災害への備えを強化しておくことが期待される。
- また、環境省、都道府県、全産連、各協会は、強靱化や事業継続についてマニュアルの策定、支援策など検討すべき課題を整理し、検討を進める必要がある。

### 3. 次の水害シーズンまで（令和2年5月頃まで）に講じるべき平時の準備

#### (1) 各産廃業者

- 緊急連絡網を作成し、従業員へ周知する。
- 安否確認、避難方法を確認し、従業員へ周知する。
- ハザードマップを確認し浸水域に施設や収集運搬車両の車庫がある場合は、従業員や収集運搬車両の避難方法の確認と周知、土嚢や非常食など必要な防災用品の備蓄、重要な書類や備品等で移動可能なものは上層階に上げておくなどのすぐにできる対策を講じる。
- 防災訓練を実施し、すぐに対策可能なことを社内で議論し、対策を講じる。

#### (2) 各協会

##### ① 決め方を決めておく

- 事前にどれだけ準備をしても、災害時は想定外の事態が連続し、必ず失敗が起き、情報が集まるまで先延ばしということができない緊迫した状況に追い込まれ、十分な情報がない混乱の中、短時間で改善策を検討して決めきることが必要な場面に直面する。
- 調査を行って判断に必要な十分な情報を集め、会員企業にアンケートを取って意向を確認し、根回しを行った上で、定例の理事会に諮る、合意が得られ



なかったら次の会合まで先送りするといった平時の決め方はできないことが多く、できたとしても間に合わない。

- 情報がない混乱の中、短時間で決めるため、平時より判断に誤りが生じる頻度は高くなるが、判断遅れで何も実行できないよりもましな場合がほとんど。
- 判断に誤りが生じる可能性があることを前提に、想定外の事態→直ちに改善策を決める→直ちに実行→判断の誤りに由来する想定外の事態→直ちに改善策を決める→直ちに実行・・・を繰り返して最善に近付けるしかない。
- このため、平時に協会内で十分に議論し、災害時に適した特別な決め方を決め、その決め方で決まったことには災害対応中は従うことを合意しておく必要がある。

#### (決め方の例 1)

- 5名程度で構成される災害対策本部を設置し、災害対策本部の合議で決定することを基本とする。
- 形式的な本部会議にならないようなるべく実質的な議論ができる者、決断力のある者、決定権を持つ者で本部メンバーを構成する。
- 本部員からの改善提案、行政からの要請等を受けたら1時間以内に参集し、1時間で入手できた情報を元に議論し、1時間議論しても合意が得られない場合は本部長に一任する。
- 本部長や本部員が被災等により参集できない場合に備えて代理者も決めておく。
- 誰もが納得する本部メンバーに決めることが難しいこと、意味のない議論と情報共有ばかりで意思決定を先延ばしするような運用となりがちなことが課題。

#### (決め方の例 2)

- 決定が求められる機会が多く、一部の者に決定を委ねた場合に不公平感が生じがちな事項（どの業者がどの仮置場を管理するかなど）については、協会事務局が以下の方法で機械的に決める。
- 機械的に決められる事項は少ないことが課題。

平時に用意したリストを用意

距離が近い順で順位付け

処理可能量が多い順で順位付け

二つの順位を足して最も数が少ない業者に決定

同点で決まらない場合はくじ引きで決定

## ②各種リストの作成

- 災害時に決める事項をなるべく減らすため、平時に決められること、平時に集められる情報を整理し、すぐに参照できるようにリスト化しておく。
- 毎年1回（水害シーズンの直前）に必ずリストを更新・共有し、訓練で用いることで陳腐化しないようにする。
- 将来的には全国统一のリストが望ましいが、明日災害が起きる可能性もあるので、まずは各協会ですらリスト化する。
- 最低限必要と考えられるリスト及びリストに掲載する情報は以下の通り。

高リスク廃棄物 処理業者リスト	業者名、担当者氏名、平日昼間の電話番号、休日夜間の電話番号、先遣隊メンバー氏名、先遣隊メンバーの携帯番号、災害時に処理可能な災害廃棄物の種類（産廃の品目より具体的な記載があると望ましい）、災害時の日当たり処理可能量、受け入れ条件、
災害廃棄物処理 業者リスト	
仮置場管理業者 リスト	業者名、担当者氏名、平日昼間の電話番号、休日夜間の電話番号、管理要員数、重機の種類と数、管理可能な仮置場の数
収集運搬支援業 者リスト	業者名、担当者氏名、平日昼間の電話番号、休日夜間の電話番号、オペレーション要員数、車両・重機の種類と数

## ③連絡体制の構築と情報伝達訓練

- ①の決め方で重要となる者、②のリストの担当者等と災害時に直ちに連絡が付けられるよう連絡網の作成など連絡体制を構築し、全産連、都道府県と共有する。
- 災害はいつ起きるかわからない。連絡が必要な者にいつでもどこにいても連絡がつくよう連絡網は必ず携行させる。
- 連絡網を作っても連絡がつかないことやいざという時に情報が古くて使えないことがよくあるので、毎年少なくとも1回は、水害シーズン前までに、できれば休日夜間に抜き打ちで、連絡網を使って連絡を取る情報伝達訓練を行い、連絡網の有効性を確認し、必要な更新を行う。
- 都道府県との緊密な連絡を図るため、災害時に都道府県と連絡を取り合う連絡要員を決めて、平時から都道府県と顔の見える関係を築いておく。連絡要員は①の決め方で重要となる者など災害時に多忙となる者とは別に決め、1人ではなく複数人決めておくことが望ましい。

④災害時の協会事務局体制の強化に向けた検討

- 災害時に協会事務局に期待される役割は大きいですが、平時の体制だけでは役割を果たすことが困難な協会が多い。
- 加盟業者から災害時にローテーションで事務局に若手社員を派遣するなど事務局体制の強化を検討する。

(3) 全産連

- 全ての協会が各種リストを令和2年5月頃までに策定できるよう働きかけと取りまとめを行う。
- 高リスク廃棄物処理業者のリストについては、被災都道府県内で処理できる業者がない場合が多いと想定されることから、環境省、各協会と連携して、そのような事態が生じた場合の連絡方法、広域調整の方法について検討する。
- 各協会と災害時に直ちに連絡が付けられるよう連絡網の作成など連絡体制を構築し、環境省と共有する。
- 毎年少なくとも1回は、水害シーズン前までに、できれば休日夜間に抜き打ちで、連絡網を使って環境省⇄全産連⇄各協会と連絡を取る情報伝達訓練を行い、連絡網の有効性を確認し、必要な更新を行う。

(4) 環境省

- 都道府県に対して、産廃協会との協定が実質的に機能するか確認し、必要な見直しを行うこと、災害時の産廃協会との連絡体制の構築、練度を上げるための訓練の実施などを働きかける。
- 災害時の特例等の拡充を検討し、可能であれば次の水害シーズン前までに施行する。
- 自衛隊との連携、自治体向けの初動対応に関するマニュアル等を検討し、策定する。
- 全産連・各協会と日本災害対応システムズとの意見交換の場を設け、役割分担を共有する。

(5) スケジュール

1月中	全産連から各協会に本ペーパーを配布し、各協会準備を開始。 本ペーパーに対する意見等を全産連経由で環境省に提出 全産連と日本災害対応システムズとの意見交換の開催
2月1日めど	環境省から全産連宛に平時の準備を進めるよう事務連絡

	を発出 環境省から都道府県・市町村宛に各協会が準備を進めるための情報交換、指導を依頼
3月末	各協会が全産連を通じて環境省に準備状況を中間報告
4月から5月	準備に遅れがみられる協会を環境省（可能であれば全産連も）が訪問し、意見交換と助言
5月末	各協会が全産連を通じて環境省に準備状況を最終報告

#### 4. 中長期的に求められる平時の準備

- 停電、断水など社会インフラの機能停止なども想定した事業継続計画の策定を促進するための方策の検討
- 産廃処理施設の強靱化を促すための方策の検討
- 各種リストの全国統一様式の検討
- 全国レベルで産廃業界が広域連携するための仕組みの検討
- 補助金のさらなる改善（諸経費など）の検討
- 災害廃棄物に係る契約を円滑に行うための方策（単価、契約書のひな型など）の検討
- 都道府県の災害廃棄物処理計画や協定の見直し、公共関与の処理施設活用に関する事前調整、訓練等による練度の向上
- 市町村の災害廃棄物処理計画策定率の向上、協定締結の促進訓練等による練度の向上
- 災害時の活用を予定している処理施設について平時に事前届出や許可取得
- 災害時の更なる規制緩和の検討、調整、周知（廃棄物処理法、建築基準法、都市計画法、条例、解釈などの見直し）
- 有料道路の減免措置の拡充、手続の簡素化の検討、調整
- 市民の災害廃棄物処理に関する広報、意識向上の促進
- ボランティア、自衛隊、建設業界、輸送関係の業界、港湾管理者、道路管理者等との更なる連携方策の検討
- 災害時に発生する産業廃棄物に関する問題の洗い出しと規制緩和、支援措置、マニュアル等の検討
- 災害対応に関係する様々な主体間の情報共有インフラの検討、整備
- 保険会社、金融機関と連携し災害時に役立つ保険、金融サービスに関する情報の周知や新たな保険、金融サービスの検討
- IT、ドローンなど最新技術の活用に向けた検討